

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 医療DX推進体制整備加算
- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算2
- 初診料（歯科）の注16及び再診料（歯科）の注12に掲げる基準
- 歯科治療時医療管理料
- 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算
- 在宅患者歯科治療時医療管理料
- 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注6の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算
- 歯科訪問診療料の注13に規定する基準
- 在宅歯科医療推進加算
- 有床義歯咀嚼機能検査1の口及び咀嚼能力検査
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 手術用顕微鏡加算
- 口腔粘膜処置
- 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- 歯科技工士連携加算2
- 光学印象
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 歯科技工加算1及び2
- 歯根端切除手術の注3

- レーザー機器加算
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

（2024年11月1日時点）